

## 「サステナブル調達基準」

### 1. 法令等の遵守

- ・事業活動を行う国や地域の法令等（各国現地法及び国際法を含む。）を遵守する。

### 2. 人権の尊重

- ・人権に係る国際的な基準を遵守・尊重し、基本的人権を尊重する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による差別やハラスメントを行わない。

### 3. 健全な労働慣行・労働環境の確保

- ・組合結成の自由及び団体交渉の権利を確保する。
- ・強制労働及び児童労働を排除し、防止する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による労働条件の差別を行わない。
- ・最低賃金・残業代・福利厚生などに適用される法規制を遵守する。
- ・違法な長時間労働および過重労働をさせない。
- ・従業員にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境の整備に努める。

### 4. 公正な事業活動

- ・贈収賄等の腐敗行為を行わない。
- ・独占禁止法や下請法を遵守し、不公正・反競争的な取引を行わない。
- ・反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、不当な要求等には決して応じない。
- ・第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害しない。
- ・個人情報に係る法律を遵守し、適切に取り扱い、業務上知り得た機密事項が外部に漏洩しないよう適切に管理する。
- ・通報に係る情報の機密性、通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

### 5. 安全性及び品質の確保・向上

- ・お客様へ提供する商品・サービスについて、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、品質の確保と向上に努め、虚偽のない正しい情報を公開する。
- ・お客様の立場を第一に考え、提供する商品・サービスに対する要望や苦情に対して、誠実に対応する。

### 6. 環境への配慮

- ・省エネルギーを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減に努める。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、水、原材料等の天然資源の有効活用を図り、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に努める。
- ・大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、処理する。
- ・生物多様性の保全や生態系への負荷の低減に取り組む。
- ・原材料調達において、違法な手段を通じて採取・生産されたものの排除に努める。

### 7. 地域社会との共存

- ・地域社会との良好な関係の構築と維持・向上に努める。
- ・地域社会の文化や慣習を十分に理解・尊重し地域社会との共存共栄をはかる。

### 8. BCPの策定・構築

- ・災害や不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、その実行体制の構築に努める。

## 9. サプライチェーンにおける協働

- ・本調達基準を遵守した事業活動が推進されるよう、自らのサプライヤーに対しても、本調達基準の趣旨の理解や遵守、必要に応じた改善について働きかけを行う。

以 上

制定年月日：2021年5月14日

東京建物株式会社